平成２８年（フ）第１７７号
茨城県石岡市貝地１丁目11番34号　内田満方
破産者　阿部　裕子
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２３７号
茨城県水戸市堀町2148番地の12
破産者　鷺谷　純子
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３０９号
茨城県水戸市笠原町1231番地の６　２Ｆ
破産者　深谷　順二
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３４７号
茨城県水戸市備前町６番70号
破産者　菊池　典子
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６５号
群馬県桐生市広沢町２丁目3395―１　シャルマンコート広沢Ｂ104号室、住民票上の住所群馬県桐生市広沢町１丁目2663番地の３
破産者　清水　　隆
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１５号
千葉県野田市古布内1617番地５、開始決定時の住所埼玉県春日部市西宝珠花113番地
破産者　野本　貞夫
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
千葉県野田市古布内1617番地５、開始決定時の住所埼玉県春日部市西宝珠花113番地
破産者　野本　和之
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４３１号
埼玉県越谷市赤山本町１番地５　ディークラディア越谷1103
破産者　田中　久善
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５５５号
埼玉県八潮市緑町１丁目31番地５
破産者　塚田　正一
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６３０号
埼玉県越谷市大字平方1199番地２
破産者　笹生　俊之
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
金沢市中屋南313番地　レオネクストＳＵＮＦＩＴ102号、従前の住所三重県いなべ市北勢町其原836番地39
破産者　佐々木優季
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７２号
山梨県甲斐市島上条342番地　中広マンション203
破産者　相川　恵美（旧姓田村）
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
長野県松本市大字和田2765番地１、開始決定時の住所長野県松本市宮渕３丁目４番６号スカイラッツ五和102
破産者　刈間　健二
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１５１５号
愛知県瀬戸市原山台２丁目５番504号
破産者　三浦　康男
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２４号
名古屋市名東区高社１丁目96番地　ラトゥール一社407号、従前の住所愛知県刈谷市大正町７丁目408番地　レオパレスグランシャリオ204号
破産者　石井防水こと　石井　拓岐
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５０号
兵庫県加古川市野口町水足105番地の13、従前の住所兵庫県神戸市灘区薬師通３丁目２番３号　水金ハイツ101号室
破産者　赤藤　　隆
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６５５号
福岡県筑紫野市大字若江57番地１　クレールM105号
破産者　村上　和広
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７３１号
福岡市中央区春吉３丁目14番27―403号
破産者　ＰＯＰＯＶＡ　ＮＩＮＡ
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部